平成２２年（フ）第１８４９号
福岡県春日市須玖北８丁目17番地
債務者　三浦　愛子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０９号
福岡市博多区板付１―４―29―205
債務者　國分　龍則
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２０５８号
福岡市西区愛宕浜２丁目２番２―809号
債務者　原田　慶美
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１０８号
福岡県春日市須玖北２丁目139番地秋枝ビル403号
債務者　鹿ノ子弘秋
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１７６号
福岡市南区塩原３丁目６－４、住民票上の住所北九州市門司区東本町１丁目１番15号
債務者　藤井　大悟
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２１５号
福岡市南区野多目６丁目５番８号
債務者　上田　眞里
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２３５号
福岡市南区花畑２丁目10番16号
債務者　浦元　　忠
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２５８号
福岡市博多区美野島３丁目16番21―502号
債務者　福田　　梓
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２７３号
福岡市南区向野２丁目19番４号
債務者　永江　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２８８号
福岡市博多区堅粕２丁目13番３―904号
債務者　北島富士弘
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３７５号
福岡市東区和白６丁目２番22―105号
債務者　紫垣　満子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３８４号
福岡市南区大楠１丁目３番33号
債務者　宮本　牧子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２３９９号
福岡市中央区清川２丁目３番16―106号
債務者　山口　武也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４０７号
福岡県古賀市天神６丁目７―23―205、住民票上の住所福岡県古賀市天神４丁目２番６号
債務者　渡辺美千子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２４２６号
福岡市東区多の津５丁目19番18号
債務者　小早川宇良子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７号
佐賀県佐賀市呉服元町７番12号
債務者　川﨑ひとみ
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２６４号
佐賀県佐賀市本庄町大字袋164番地１、住民票上の住所福岡県久留米市合川町2038番地１サンビレッヂ101号
債務者　髙橋　秀一
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２７８号
佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外1589番地５
債務者　元村　龍徳
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係